日本語能力試験受験料助成事業実施要領

1 目 的

この要領は、外国人児童生徒(以下「児童生徒」という。)が、公益財団法人日本国際教育支援協会等が実施する日本語能力試験(以下「試験」という。)を受験し合格した場合、公益財団法人愛知県国際交流協会(以下「協会」という。)がその受験料相当額を助成するために必要な事項を定める。

2 助成対象者

別途、協会が実施する日本語教室学習支援事業の認定を受けた日本語教室(以下「教室」 という。)及び日本語指導者雇用助成事業の認定を受けた外国人学校(以下「学校」という。) に所属する児童生徒のうち、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 本事業の助成申請の時点で、認定された教室又は学校に在籍していること。
- (2) 受験日の前2か月間(7月受験の場合は5~6月、12月受験の場合は10~11月)、認定された教室又は学校に在籍し、かつそのうちの1か月間の出席率が50%以上となっている児童生徒。ただし、受験した名前と出席簿の名前が同一であると確認できること。
- (3) 同年度に実施される試験に合格していること。

3 助成内容

実費分の図書カードとする。(合格のレベルは問わない)

4 助成の申請及び給付

助成の申請及び受給に関する手続きは、日本語教室学習支援事業の認定を受けた日本語 教室を主催する団体(以下、「団体」という。)又は学校が取りまとめて行う。

団体及び学校は、協会が別に定める期日までに、日本語能力試験受験料助成申請書(様式1-1又は1-2)に全員の合否結果通知書の写しを添え、協会に申請を行う。

協会は、申請について審査の上助成を決定し、団体及び学校へ給付する。

5 助成の返還等

協会は、以下の事由が判明した場合は、団体及び学校に対し助成の返還を求める。

- (1) 団体及び学校が、偽りその他不正な手段により助成を受けたとき
- (2) 団体及び学校が、助成を目的外に使用したとき

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。